

綾瀬市教材費等引落手数料負担事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教材費等の支払いを保護者の預金口座から引き落とす際に生ずる金融機関等に対して支払う手数料に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教材費等 教材費、行事費、PTA会費、修学旅行費その他の小学校及び中学校における教育活動に際して保護者が負担することとなる経費をいう。
- (2) 学校長 綾瀬市立の小学校又は中学校の校長をいう。
- (3) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、保護者の預金口座から引き落とすことにより教材費等を徴収する学校長とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、保護者の預金口座から教材費等を引き落とすことにより、金融機関等に対して支払う手数料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費を上限として、予算で定める額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする学校長は、綾瀬市教材費等引落手数料負担事業補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し

て、市長に提出しなければならない。

(1)回収金計算書・振込通知書

(2)その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、市長は、綾瀬市教材費等引落手数料負担事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請した学校長に通知するものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた学校長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1)偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)その他市長が補助金の交付が不適當と認めたとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による取消しをした場合に準用する。

3 第1項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、補助金の交付を受けた学校長に対し補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、綾瀬市教材費等引落手数料負担事業補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

綾瀬市長 殿

学校名

学校長

綾瀬市教材費等引落手数料負担事業補助金交付申請書兼請求書

綾瀬市教材費等引落手数料負担事業補助金の交付を受けたいので、綾瀬市教材費等引落手数料負担事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請し、及び請求します。

1 交付申請額 円

- 2 添付資料
- (1)回収金計算書・振込通知書
 - (2)その他市長が必要と認める書類

3 振込先

フリガナ							
口座名義人							
金融機関コード							
金融機関名		支店名					
預金種別		口座番号					

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

様

綾瀬市長

綾瀬市教材費等引落手数料負担事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾瀬市教材費等引落手数料負担事業補助金の交付については、綾瀬市教材費等引落手数料負担事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

1 決定の内容

☐ 補助金を交付する。

交付申請額

円

☐ 補助金を交付しない。